

## 「新潟市都市計画マスタープラン策定検討委員会」開催要綱

(目的)

第1条 新潟市都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）については、策定から10年以上が経過したことから、将来にわたり持続可能な都市づくりを引き続き進めるため、今後を見据えた改定を行う必要がある。このため、次に掲げることについて、学識経験者などから幅広い意見を聴取し、多方面から意見交換を行いながら検討することを目的として、新潟市都市計画マスタープラン策定検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

- (1) 計画内容の更新、運用方策の見直しに関すること
- (2) 将来土地利用の方向性に関すること
- (3) そのほか、委員会が必要と認めること

(委員構成)

第2条 委員会の委員は、学識経験者で構成する。

(委員任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の進行を行う。

3 副委員長は、委員長が欠席の場合にその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要の都度市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、会議における審議の内容が、新潟市情報公開条例第6条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市政策部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年8月11日から施行する。